

# ITソフトウェア特許の明細書作成の基礎知識および 裁判例から紐解く最先端の保護・活用戦略

**AI等の新たな技術の台頭に伴い非IT企業の知財担当者も必聴の内容！  
特許明細書の作成にあたり裁判例を踏まえ様々な落とし穴について解説**

## ■開催日時

(前編)2026年 10月 2 日[金]

(後編)2026年 10月 9 日[金]

時間14:00～16:30(途中休憩有り)

### ★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

近年、第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の活用に注目が集まっています。また、ソフトウェア関連発明といえば従来はIT企業しか関係がないと言われていましたが、近年はIoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い非IT企業でもソフトウェア関連発明が多く、技術分野で創出されるよう

になってきました。

しかし、ITソフトウェア分野の特許では、特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点があります。また、裁判例でも他の分野の特許権と異なり、最近まで特許権侵害を容易に認めない傾向がありました。

本講義はこのような点を鑑みてコンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書の作成にあたり裁判例を踏まえながら様々な落とし穴について解説するとともに、特許権侵害が認められたり特許権者が勝訴的和解をした最近の事例について紹介します。また、最近ではAI関連発明の特許出願が増加しておりますが、AI関連発明の権利化で注意すべき点についても概説します。

また、近年、属地主義（域外適用）に関する重要な判決が出されました。この裁判例の解説を行うとともに、特許明細書の作成で気を付けなければならない事項について解説します。

●講 師：IPTech弁理士法人 副所長・弁理士 加島 広基 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー

●申込方法：当協会Webサイトのオンラインフォームからお申込みください。

経済産業研修会

検 索

●参加料：(知的財産情報メンバーズの「セミナー無料招待券」もご利用いただけます。)

|             |                   |             |
|-------------|-------------------|-------------|
| 前・後編 両日参加   | 知的財産情報メンバーズ       | 10,000円(税込) |
|             | 発明推進協会、各地域の発明協会会員 | 17,000円(税込) |
|             | 一般                | 20,000円(税込) |
| 前編または後編のみ参加 | 知的財産情報メンバーズ       | 6,000円(税込)  |
|             | 発明推進協会、各地域の発明協会会員 | 10,200円(税込) |
|             | 一般                | 12,000円(税込) |

※請求書はセミナー終了後に発行いたします。

一般社団法人 **発明推進協会**

東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ  
江戸見坂テラス E-mail: kensyu-kai@jiii.or.jp

開催案内のメールマガジンにご登録いただけます。

経済産業研修会

検 索

# ITソフトウェア特許の明細書作成の基礎知識および 裁判例から紐解く最先端の保護・活用戦略 プログラム

(前編・10月2日)

## 1. 新しい事業のビジネスモデルを知的財産でどのように保護するか

- ・ビジネスモデルそれ自体は特許により保護することが難しい
- ・ソフトウェア技術を組み合わせることによりビジネス関連発明として保護することを考える

## 2. 日米におけるコンピュータソフトウェア関連発明の歴史

- ・米国における1990年代のビジネスモデル特許の動向
- ・日本における2000年前後のビジネスモデル特許の動向および2002年特許法改正について(「プログラム」を発明として追加)

## 3. コンピュータソフトウェア関連発明が特許として認められるための要件とは

- ・コンピュータソフトウェア関連発明の発明該当性の判断の流れ
- ・ソフトウェア関連発明における進歩性の判断について

## 4. コンピュータソフトウェア関連発明特有の4つの留意事項

- ・クレームのカテゴリー
- ・複数主体の問題
- ・サブコンビネーション発明
- ・間接侵害の適用

## 5. 属地主義に関する裁判例の紹介

- ・ドワンゴvsFC2の裁判例について
- ・裁判例から紐解く特許明細書の作成のあり方について

(後編・10月9日)

## 6. 侵害の立証容易性を高めるクレームの表現方法

- ・入力手段、記憶手段、通信手段、出力手段をクレームでどのように規定するか
- ・装置感で送受信される情報をクレームで規定する上で気をつけるべきことは?

## 7. 競合他社による市場参入の予防や侵害訴訟に向けた訂正審判および分割出願戦略

- ・侵害サービスにターゲットを絞った訴訟提起前の訂正審判
- ・分割出願で事件を特許庁に継続させ続けることによる侵害サービスへの当て込み戦略

## 8. AI関連技術について特許権を取得する際に注意すべき点

- ・AI関連発明の最近の特許出願動向は?
- ・AI関連発明の権利化手法や実務上の留意点について

## 9. 外国出願を見据えたコンピュータソフトウェア関連発明のクレームおよび実施形態の書き方

- ・アメリカ出願における101条の特許適格性および112条(f)のミーンズプラスファンクションクレームの問題
- ・ヨーロッパでは技術的特徴と非技術的特徴を含む請求項の進歩性判断がどう行われるか
- ・中国におけるコンピュータソフトウェア関連発明の近年の動向

### お問い合わせは

一般社団法人発明推進協会 経済産業研修会

TEL:03-3502-5493 E-mail: kensyu-kai@jiii.or.jp

所在地:〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、参加料を全額請求させていただきます。

◎本セミナー参加に際しては、当会への申込みとZ o o mへの登録が必要となります。Z o o m登録用のURLは開催日の前日までにメール送信いたします。ご登録いただきますと、参加用のURLがZ o o mからメール送信されます。ご面倒をお掛けいたしますが、必要事項をそれぞれのフォームにご入力をお願いいたします。